

道路交通法改正により、一定条件を満たせばロータリー等を装着したまま

公道走行が可能になりました。

ロータリー等の直装型作業機を装着した状態のトラクターが一定の条件を満たした場合に公道走行が可能になりました。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

※直装型作業機：牽引するタイプではない、ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等のトラクターに直接装着する作業機。

一定条件とは次のようにになります。

- ①車両幅の確認 ②免許の確認 ③灯火器の確認 ④安全性の確認**

★詳しくは最寄の農機取扱い店へお問い合わせください。★

小型特殊免許・普通免許

但しトラクターに作業機を装着した状態の寸法が

**全長 4.7m 以下 全幅 1.7m 以下
全高 2.0m 以下 時速 15km/h 以下**



大型特殊免許(農耕用)

下記の基準が一つでも上回る場合

**全長 4.7m 超えるもの 全幅 1.7m 超えるもの
全高 2.0m 超えるもの 時速 15km/h 超えるもの**

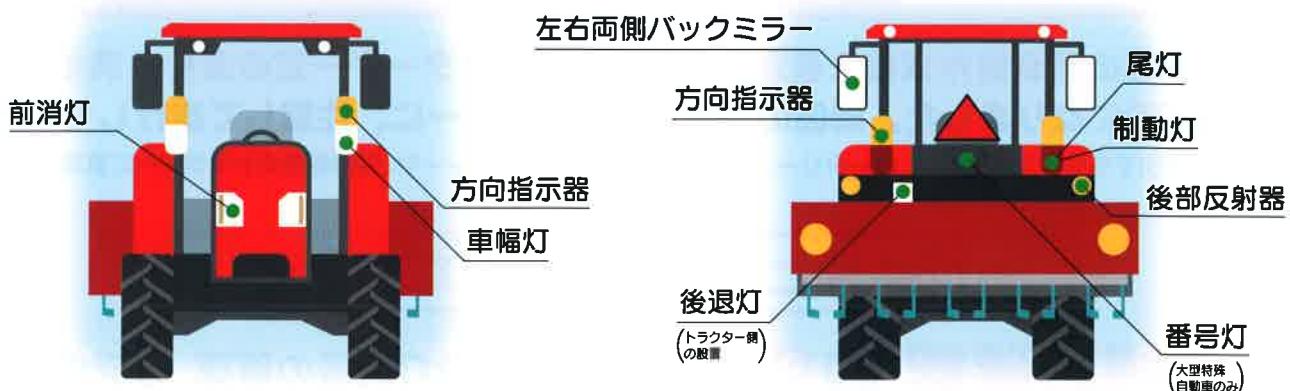


あなたの免許大丈夫!?

以上の条件を満たさないまま トラクターを運転すると
無免許運転となりますのでご注意ください。

公道走行のためには灯火器や反射器等の設置が必要です。

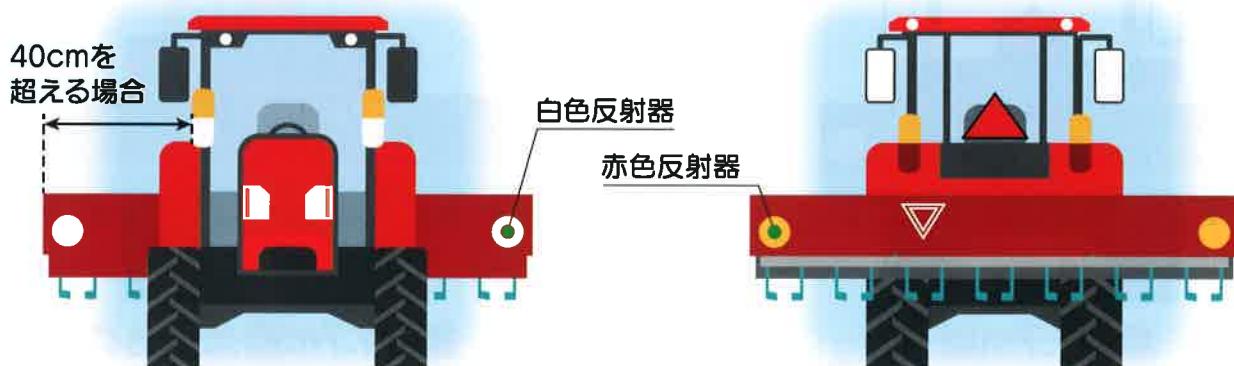
灯火器等の設置箇所



※全長が4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタは、
取付(車幅灯、制動灯、後退灯、左右両側バックミラー)が義務付けされていません。

それぞれ外側から40cmを超える場合は?

作業機の前面の両側の最外側に **白色反射器** を備えること
作業機の後面の両側の最外側に **赤色反射器** を備えること
制限を受けた自動車の標識(**▽**)を後面に装着すること



※全幅が2.5mを超えた場合、道路管理者(国道・県道・市町村道)から特殊車両通行許可を得る必要があります。
※各種灯火器や反射器は他の交通から確認出来る位置に設置



各種の灯火器類の取付け位置やご購入については
お近くの農機取扱い店へお問い合わせください。

灯火器や反射器等を装着し、安全に公道を走行しましょう!